

北健生環き 第 号						収受	年 月 日		
浄 書	浄書照合	発 送	公印照合	押 印	施行上特別取扱	起案	年 月 日		
						決定	年 月 日		
						施行	年 月 日		
所 長	課 長	区政情報管理責任者	主 査	起 案	北 区 保 健 所		起 案 者		
					生 活 衛 生 課				

下記のとおり申請があったので調査したところ、調査復命書のとおりであるので旅館業法第3条第1項の規定により許可し、案により許可書を交付する。

年 月 日

東京都北区保健所長 殿

住 所

氏 名

年 月 日生 電話 ()

(法人にあつては、名称、事務所の所在地、電話番号及び代表者の氏名)

旅 館 業 営 業 許 可 申 請 書

旅館業法第3条第1項の規定により、下記のとおり旅館業営業の許可を受けたいので申請します。

記

1 施設の名称

2 施設の所在地 電話 ()

3 営業の種別 旅館・ホテル営業 簡易宿所営業 下宿営業

4 省令第5条第1項(季節的営業等)に該当の有無 無 ・ 有 ()

5 営業施設の構造設備の概要 別紙のとおり

6 申請者が旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときには、その内容 別紙のとおり

7 管理者の氏名

添付書類

1) 営業施設を中心とした半径 300 メートル以内の住宅、道路、学校等の見取図

2) 建築物の登記事項証明書

3) 建築物の配置図、各階平面図及び立面図

4) 客室等にガス設備を設ける場合は、その配管図

5) 法人の場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

6) 条例第5条第6号イに掲げる営業を行う施設の場合は、当該施設の管理方法を示した書類

7) 申請者が賃借人である場合は、賃貸人が旅館業の用に供することを目的とした賃借物の転貸を承諾したことを証する書面

8) 申請者が転借人である場合は、賃貸人及び転貸人が旅館業の用に供することを目的とした転借物の転貸を承諾したことを証する書面

9) 営業施設がある建築物に2以上の区分所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和 37 年法律第 69 号)第2条第2項に規定する区分所有者をいう。)が存する場合であつて、当該建築物に人の居住の用に供する専有部分(同法第2条3項に規定する専有部分をいう。)があるときは、当該専有部分の用途に関する規約の写し(当該規約に旅館業を営むことについての定めがない場合は、管理組合(マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成 12 年法律第 149 号)第2条第3号に規定する管理組合をいう。)が営業施設において旅館業を営むことを禁止する意図がないことを確認したことを証する書類)

注 申請者は太線の内側だけ記載してください。個人情報を除く枠内の記載事項は情報公開の対象となります。

	業 種 別 手 数 料 印	料 金 収 納 済 印	保 健 所 収 受 印
I D NO.			
台帳処理済 年 月 日			